

	区職員の懲戒処分等について
と き	3月17日(月)発表
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分等を行った。	

1 通勤途中における交通事故

(1) 職員の所属部、職層、年齢および処分等内容

福祉部 主任 54歳 停職6月

(2) 概要

令和6年1月23日、当該職員が出勤途中に自家用車を運転中、信号のない交差点を右折する際、前方から直進してきた自転車と衝突した。この事故により、相手方に重傷を負わせた。その後、令和7年2月28日に禁錮1年4か月、執行猶予3年の有罪判決を受け、3月15日にさいたま地方裁判所が刑を確定した。

地方公務員法上、禁錮以上の刑に処された場合、原則失職となる。一方で、練馬区職員の分限に関する条例第8条に「任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる」と定めており、これに基づき、失職としないこととした。

ただし、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

(3) 処分年月日

令和7年3月15日

2 痴漢および盗撮行為

(1) 職員の所属部、職層、年齢および処分等内容

環境部 主事 53歳 失職

(2) 概要

令和6年4月10日、当該職員は駅改札付近において、女性に対して痴漢行為を行った。その後、5月7日に「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(東京都条例)」違反の容疑で逮捕された。5月27日には、過去に商業施設で女性のスカートの中を盗撮する行為が複数回あったとして、「性的姿態等撮影罪」違反の容疑で再逮捕された。令和7年1月16日に起訴され、2月26日に懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受け、3月13日に東京地方裁判所が刑を確定した。

このことにより、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、本職員は失職した。

(3) 失職年月日

令和7年3月13日

【問い合わせ】

練馬区職員課人事企画担当係(人事制度・服務担当) 電話03-5984-4507